

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般職の職員の旅費に関する条例

昭和 45 年 4 月 13 日

条 例 第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の一般職に属する職員（以下「職員」という。）の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の旅費については、福井市職員等旅費支給条例（昭和 25 年福井市条例第 50 号）（当該条例の規定に基づき定められた規則、規程及び細則を含む。）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。